

産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会 第22回 議事録

日時：平成31年4月2日（火） 10時00分～12時00分

場所：経済産業省本館2階西3共用会議室

○正田商取引監督課長 定刻から少し前になりますけれども、皆様、先生方おそろいでございますので、早速始めさせていただきたいと思っております。

割賦販売小委員会、本年度の第3回ということでございます。

本日は、藤原委員、柳川委員、渡辺委員が所用によりご欠席でございます。よって、本日は委員11名のうち8名がご出席ということで、定足数に達していることをご報告申し上げます。

それでは、山本委員長、本日の進行をお願いいたします。

○山本委員長 皆様、おはようございます。

本日は、決済横断法制、RegTech/SupTechの推進の2テーマについて討議をお願いしたいと思います。

1つ目のテーマであります決済横断法制論につきまして、まずは事務局からご説明をお願いいたします。その後、質疑応答や討議のお時間をとりたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○正田商取引監督課長 それでは、資料2ということでご説明申し上げます。

資料2の1ページ目でございますが、まず、未来都市会議の昨年11月の中間整理のところで、新規事業者の参入の促進ということも踏まえまして、フィンテック事業者を含むさまざまな主体が新たなサービスを提供している決済分野等につきまして、横断的な法制について見直しを行う。それを踏まえまして、基本的には考え方を本年の夏までに整理を行うことが、昨年11月の未来投資会議で整理されているところでございます。

左下でございます。簡単な模式図ですが、割賦販売法、銀行法、資金決済法など、ポストペイ、即時払い、プリペイドというところがありますが、新規参入事業者の促進を考慮いたしまして、どのような制度が考えられるかということです。

第1回の会合では、右下にございますが、これまでの各法における歴史的経緯、特に割賦販売法における歴史的経緯ですとか、あるいは世界での潮流をみると、クレジットというのは銀行が扱うということで、決済分野の法制度がばらばらになっていることはどうなのかというご指摘もありました。また、抗弁の接続や加盟店調査といった経緯のところ、原

因取引との関係、こういったものをどう考えたらいいか。さらには、重複した規制対応が発生することによるデメリットですとか、あるいは法が分かれていることによって法の網目から落ちてしまうという弊害があるのではないかと、こういったご意見もいただきました。

2ページ目でございます。決済関連法制につきまして各法の整理をさせていただいております。基本的には情報提供あるいは苦情処理、セキュリティ対策につきましては各法において比較的共通したところがございます。もちろんこの中でも具体的な定めが異なっておりまして、事業者の方々はいろいろな対応をしていることは認識してありますけれども、項目としてはこういった項目が共通していることとあります。

他方、当然のことながらですが、与信などが発生する後払い分野につきましては、支払可能見込額調査ですとか抗弁の接続、こういったものがございます。「事業者の倒産リスク」のところにも書いてございますが、ここは規制の内容として対応の仕方が異なる法体系になっていることとございます。

3ページ目でございます。我が国決済法制における特徴ということで、左側のところでクレジットカードに関する歴史的経緯を述べさせていただいております。昭和36年に制定をし、昭和59年改正で抗弁の接続などの消費者保護のところを手厚く保護される、それから平成12年にはカードレス取引についても規制対象になるようになった。特に、かつては銀行系カードには割販機能を付与できないという状況がございましたけれども、これが徐々に解消されまして、銀行本体によるリボ払い、分割払いも含めて、銀行系カードについても、リボ、分割について解禁されてきたという歴史でございます。

右側のところですが、先ほどの各法の法制度をもう少し簡単に述べさせていただいております。もちろん機能の違いとしまして、ポストペイと即時同時払いとプリペイドというのは、抗弁の接続ですとか消費者財産保護、加盟店調査のようなところで違いが生じております。

左下の図のところは、皆様ご承知のとおり、基本的なクレジットカード取引の仕組みでございますけれども、包括信用購入あっせんにおきましては2月超払い・リボ払い、それから立替え払い取次業者がいて、これを立替え払いしていくといったところが決済と関連してくるところでございます。

これに関しましては、下に※で書いてありますけれども、債権譲渡説や準委任契約説というようなこともありますけれども、いずれにしても、このような形で取引が行われているということです。

4 ページ目でございます。金融制度スタディ・グループにおける検討状況ということで、左側につきましては、2月13日に未来投資会議で麻生金融担当大臣が提出された資料であります。この中では2つありまして、1つは、プリペイド、ポストペイを組み合わせたシームレスな支払いの実現に向けた検討をするということ。2番目は、いわゆる資金決済法における資金移動業の100万円上限というところにつきまして、新たな類型を設けることを検討していくということでございます。

右側のところは、「検討の方向性」というふうに書いてありますけれども、規制の横断化、柔構造化を進めていくという基本的な視点でスタディ・グループは検討が進んでいるということでございます。

5 ページ目でございます。3月4日のスタディ・グループでの資料から抜粋させていただいております。少額サービス分野につきましては、資金移動業につきまして何らかの規定の形がないかということで、特に数千円から数万円、こういった範囲での少額サービスについて、規制コストを低減することが何らかできないか。特には、利用者資金の保全という規制があるわけでございますが、このところをどう考えるかということが書かれております。

右側ですけれども、ポストペイサービスで、一定期間の送金サービス利用代金をまとめて支払いたいという利用者ニーズを踏まえて、どのように捉えたらいいかという議論がなされているということでございます。

6 ページ目でございますが、ここから海外の状況についてです。まず、シンガポールのところですが、本年1月14日に決済サービス法案が国会で可決をいたしまして、本年中に施行される見込みであると伺っております。

左下にありますように、①から⑦のさまざまなサービス、送金、アクワイアリング、決済口座発行とかさまざまなサービスについて、単一のライセンスを取得することによりましてサービスが展開できるということでございます。規制といたしましては、マネロン対策や利用者保護、サイバーセキュリティーなどの行為規制が課されているということです。

7 ページ目でございますが、EUにおける決済サービス指令の策定ということで、ご承知のとおりかと思っておりますけれども、2007年、2009年で決済サービス指令といたしまして、さまざまな決済口座サービス、立替え払いを含めた資金移動サービス、クレカ、電子マネー・プリカ、そういったものの統合した形での規制体系を示して、これ

を国内法へ反映するようになり、2016年にはP S D 2ということで第2次決済サービス指令が発出されまして、決済指図伝達サービス提供者、あるいは口座情報サービス提供者、こういった中間業者につきましても体系の中に入ってくるということでもあります。

右側のところで、規制内容といたしまして参入規制、セーフガード、利用者保護、こういったところの定めがあるということになっております。

次の8ページ目でございますけれども、欧米の決済規制と消費者信用規制ということで、米国の場合とEUということで書かせていただいております。例えばEUをみていただきますと、今ご説明申し上げました決済サービス指令のところでは、それぞれ各国法に反映されているわけですが、別途、消費者信用指令という形でEU指令がございます。それぞれが各国法の中で国内法に反映されているということで、例えばイギリスですと、歴史的経緯の中で抗弁の接続などもございますし、ドイツやフランスでは情報提供義務などが課されているということもございます。

ちょっと戻って、米国の場合についても同じように貸付真実法の中で、あるいは消費者信用保護法、こういったところの中で情報開示義務や抗弁の接続、利率上限義務といったような定めもあるということでありまして、必ずしも決済サービス指令だけで全てが完結している状況には当然のことながらないということで、全体の中で制度をどう考えるかということかと思えます。

次に、9ページ目、10ページ目のところで論点を2つ挙げさせていただいております。9ページ目でございます。論点1につきましては、決済法制の横断化をする場合の意義・効果は何か。これは大変な作業にもなりますし、体系が横断化ということになりますと相当な作業と社会的なインパクト、影響も大きいということになりますので、ここの意義や効果というところはしっかりと関係者が認識を一緒にしていることが必要かなということでありまして、事務局といたしましては、ここに事業者、消費者、行政ということで整理をさせていただいております。事業者にとりましては、垣根のない事業展開が可能になる、あるいは規制の窓口、検査・監督への影響ということで、規制対応コストの効率化が図られるのではないかと。消費者につきましては、消費者のトラブル窓口が1つになるとか、あるいはその情報が集約化される、また、事業者の受けたメリットが波及的に影響するというのもあろうかと思えます。また、行政につきましては、ナレッジ集約による制度運営の変化が考えられるのではないかと。

ということであります。

下のところに、繰り返しではありますけれども、中間整理のところの記述を書かせていただいております、こういった課題にどういうふう to 答えるかということでございます。

10ページ目、論点2でございます。ここのあたりが議論の中心になろうかと思えますけれども、EU、シンガポールなどで横断化の議論が進んでいる一方、我が国でもそれぞれの経緯や特有の制度措置があるといった中で、仮に横断化を考える場合にも、規制内容を全てこれまでの経緯をそぎ落として規制内容まで一元化することはできるのだろうかということを考えますと、その難しさは一定程度あるのかなと考えられます。こういった中で、この点をどのように考えていくかということでございます。

真ん中の右のところでは、「なお」というふう to 書かれておりますけれども、いわば単純に法制論としての横並びや整合化といった観点のみならず、法制度を運営していく上での、あるいは運営してきた実態を踏まえて検討することが必要ではないかということとです。

③のところでございますけれども、EUやシンガポールの例をみますと、例えば、(1)や(2)というふう to 書いた形が、単純にですけれども考えられるのかなということとでありまして、これを指向する、しないということではなくて、こういった姿になるということとをどう捉えたらいいのだろうかということとであります。(1)の場合には、横断化された法律と各法とでございます。EUのような形はこのよう形になろうかなということとです。(2)の場合には、全ての行為規制まで含めて1つの横断化された法律になることを考えた場合に、これをどのように考えるのか。先ほどの意義・効果に照らして、これはどのような形になるのかということとでございます。

最後の11ページ目でございますが、考えられるアプローチといたしまして、取組方策1と取組方策2を書かせていただいております。取組方策1は、未来投資会議の中間整理を踏まえまして、フィンテック企業との円滑な事業を促進するという観点を踏まえまして、関係各法が法制的に一元化する前の段階でもやれることがあるのではないかとございまして、ここの真ん中の図でも描かせていただいておりますが、ポストペイ、即時払い、プリペイド、その少額の部分につきまして、まさに今割賦販売小委員会と金融スタディ・グループで議論しているわけでありまして、こういったあたりのフィンテック企業の方々が事業を展開しやすいための措置を講じるこ

とによってビジネス環境を整備する、これによって中間整理での課題に答えていくというのは、一つ考え方としてはあるのかなということでもあります。

真ん中の右側のところですが、参考としてポストペイサービスに関する現行規制と書くことを書かせていただいておりますが、こちらは金融スタディ・グループの3月4日の資料にも出てくる記述でありますけれども、ポストペイサービスをする場合の規制ということで、銀行法における銀行業の免許を受けて行う方法、資金決済法上の資金移動業の登録、貸金業法の登録を受け、これを組み合わせる方法。それから、まさに割賦販売法での登録を受けて行う方法。こういったようなポストペイサービスの類型があるわけですが、そういったことも含めまして、現在の検討状況に照らして喫緊にできることがあるのではないかとというのが取組方策1でございます。

取組方策2につきましては、まさに関係各法の法制的な横断論について、先ほどの意義・目的というところをきっちり整理して、具体的なあり方というものの検討を進める、こういったことが考えられるのではないかとということでもあります。あくまでも考えられるアプローチでありますので、こういったところにつきまして委員の先生の皆様方にご議論、ご意見を賜れると非常にありがたいということでございます。

以上でございます。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

本日の最初のテーマ、これはいつにも増して壮大・広大なテーマでありますけれども、時間が限られてはおりますが、できるだけ議論を深めてまいりたいと思います。ここからは討議と質疑応答の時間としたいと思います。

決済横断法制論に関しまして、委員の皆様からご自由にご意見、ご質問をいただければと思います。よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

では、二村委員よろしく願いいたします。

○二村委員　　岩下先生と目が合って、にっこりとほほ笑み合ってしまったものですから、恐らく私が先に行けというご指示かなというように勝手に理解いたしました。

決済の横断化ということ自体については、基本的には私は進めるべきだという立場ではございます。その中で、横断化していくときに、それぞれポストペイであるとかプリペイであることによって当然規制内容が一部変わってくるであろう部分と、純粋に共通要素として抜き出した場合に、ここは共通化されるべきであろうという部分とが峻別されて議論が進められるべきであろうとまず思っております。

その峻別されるべき共通要素って何だろうと考えていくと、開業規制はちょっと横に置きますと、基本的に決済の中でいうとID機能、プロセッシング機能、セトルメント機能というものが提供されているはずで、結局IDのところというとなりすましをどう防いでいくか。プロセッシングのところという、情報をどう守り、どのように計算の正確性を担保していくか、システムセキュリティーをどう確保していくか。最後に決済・セトルメントのところという、適時適正な資金清算が行われるようにどのように担保していくかという点につき、とにかく問題になろうかと思っています。

それぞれについて、もちろん情報セキュリティーの観点個人情報保護法のような部分で一部カバーしているのもあれば、各業法でカバーしているのもあるし、なりすまし対策等についていうと、余りきれいに整理されていなくて、民事法に委ねられているような部分もある。これらを横並びでみていった場合に、どのような規制が共通して入ってくるべきかというのをきちっと押さえた上で、つまり横断化、抽象的あるいは総論的に賛成ということだけではなくて、それをやることによってどこを押さえるべきなのかというのをきちっと議論すべきだろうと思っています。

その一方で、例えばサービスがそれによって分断され、サービス提供事業者が十分なサービスを提供できていないのではないかという議論に関していうと、実はそれは決済の機能の共通の部分ではなくて、プリだポストだという部分に由来しているものが非常に多いのではなかろうかというのが一つです。

もう一つ見落としていけないのは、決済というときには当然原因取引があるはずで、この原因取引との関係をどのように位置づけるのか、その抽象的、単に議論のためにいえば、プリだろうとポストだろうと原因関係と資金清算関係をどのようにみるのかというのは常につきまとうはずなので、ここの視点を落としてはいけないのではなかろうかなとは思っております。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

　　続きまして、沢田委員お願いいたします。

○沢田委員　　ありがとうございます。少し違う視点から、私の理解している範囲でお話ししてみたいと思うのですが、資金決済法と割賦販売法はもちろん規制の視点が異なっていると思います。資金決済法は、銀行もそうですけれども、送金機能、つまり消費者に限らず他人さまのお金を預かる機能に着目した規制というふうに、ざっくりと理解しています。お金の保全はもちろんしっかりされているのですが、二村先生がおっしゃっ

た原因取引の問題には余り視点を置いていないと理解しています。例えば前払い式支払い手段で払い戻し禁止とされているのは、消費者保護にはマイナスに働く部分もあるかと思っています。

翻って、割賦販売法は決済機能に着目しているので、原因取引の存在が前提になっていると理解しております。加盟店管理という概念はその典型例かと思っています。苦情処理も、各法の機能を整理していただいたページで、苦情処理という項目はどの法律にもありますけれども、基本的には決済機能そのものに関する苦情処理で、それに加えて原因取引に関する苦情処理という要素も含まれているのが割賦販売法の考え方かと思っています。

今回議論になっているフィンテックサービス、少額の決済サービスにもその両方の要素があるかと思っていますので、両方の視点が必要かと思っています。ただ、もちろん新規参入事業者に対して過度な規制とならないように配慮して、それぞれの軽いバージョンでという考え方は必要かと思っています。

加えて、どの法律にも今のところ規定されていないのが、今二村先生もおっしゃっている新しいリスクへの手当てということで、一番重要なのは不正使用対策ではないかと思っています。決済関連の消費者トラブルというと、ほとんどとはいませんが、かなりの部分が不正利用の話です。電子マネー買ってきてとか、アマゾンのメールリンク決済悪用などは、素材がデジタルなだけで実質はアナログな詐欺かと思いますが、犯罪者たちは、そういうアナログな詐欺だけではなくてデジタルの技術を駆使して、モバイル決済のどこをどう突いていったら効率よく利益を上げられるかということを、いろいろ研究しているかと思っています。この秋、ポイント還元キャンペーンの際にもワーツと事例が出てくるのではないかと半ば危惧しています。これまで不正利用に関しては、決済事業者はとりあえず性善説でサービスをつくって、あとは規約で、決済サービス事業者がリスクを負わないような形に免責規定をつくれれば済んでいたかと思うのですが、社会的に不正利用対策の必要性が大きくなってきて、割販法ではそれに対する答えとして、カード加盟店の義務として対策が盛り込まれたというふうに私は理解しております。

新しい決済事業者は、いろいろな認証方法を工夫していらっしゃるかと思っています。技術的な意味でのセキュリティー対策はもちろんなのですが、サービス設計上も消費者の自己管理にあまり依存しないで、つまり消費者はミスをするものだという前提のもとで、二重三重のフェールセーフの仕組みを用意することを性能規定として盛り込んでいただくように考えてもいいのではないかと考えています。

もう一つ新しいリスクとしては個人データの取扱いということです。与信管理でもマーケティングでもデータがキーワードになっていますから、個人情報保護法の規律で十分なのか、情報漏えい対策という意味ではなくプライバシー保護という意味でもう少し踏み込んだ規律が必要かどうかを検討する段階に来ているのではないか。この2つの新しいリスク、いずれも金額の大小とは余り関係ない話なので、それとは切り離して検討すべきではないのかなと思います。

方法については、今お示しいただいた資料10ページの(1)に近いのではないかと思います。まずは基本的な考え方というか、決済サービス基本法みたいなものを金融庁と経産省とで共管でつくって、そこに基本理念を定め、具体的な規律はそれぞれの法律に飛ばしつつ、引用して委ねるみたいな形が進め方としてはいいのではないかと個人的には思っております。

以上です。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

続きまして、今多数の方から同時に手が挙がりました。では、順番にお願いしますが、よろしく申し上げます。岩下委員からどうぞ。

○岩下委員　　どうもありがとうございます。先ほど二村委員の顔をみたのは、決して先に行けという意味ではなくて、遠慮したというか、この分野につきましては、私は必ずしもこれまで議論に参画してきたわけではないので、諸先輩方のご意見をお聞きしてからと思ったわけでございます。

私が今回のこの資料を拝見して思いましたのは、基本的に現在の法体系の歴史的意義というか、先人たちが積み上げてきた、例えば消費者保護のためのさまざまなルールであるとか、例えば先ほど例に挙げた加盟店の保護であるとか抗弁の接続であるとか、そういったことに関するさまざまな実質的な知見というもの、あるいはそのルールというものは非常に意義深いものであろうとまず思うわけです。ただ一方で、それはあくまでも従来のクレジットカード、従来の銀行預金の振替であるとかそういうものを前提としたルールなわけです。

今何が起きているかという、そうした従来の仕組みとはかなり根っこの仕組みが違うものが登場しようとしている。そのときに、それを従来あったこの制度のここに当てはまるからこういうふうを読むのだと。例えば、ポストペイであるからこれは割販法の規制に該当するというような形のものを、新しい何がしかのフィンテックサービスのものに

無理やり当てはめようとする、それは必ずしも本来そのサービスが意図しているものではない規制になってしまうかもしれないし、その規制の有効性も必ずしも適切でないかもしれない。

逆に、現在の例えばクレジットカードにおける加盟店の管理というものが実質的にどうなっているかという話を、実態等をお聞きすると、規制があるがゆえに比較的画一的な判断がなされているという話を聞くことが多く、加盟店に加盟することがなかなか難しいであるとか、あるいはこのような状況も求められるというような話を実際の現場で聞くことがあります。そういうものに対して、競争的な新たな勢力として、例えばちょっと前ですとスマートフォンに読み取り機を設置してクレジットカード取引を行うような、スマホ決済みたいなのが流行したり、例えばコインーとか、あるいはスクエアとか、そういうものができることによって、クレジットカードの利用の利率が下がるとか加盟店舗の裾野が広がるとかというプラスの面は明らかにあったように思います。

その一方で、従来の加盟店数はどうなっているのだというような議論が別途あったというところで、そこはプラスマイナス両方あるのだと思いますけれども、新しい業者が出てくることによって従来にはなかった領域がカバーされ、同時にそれによって新しいリスクが出てくるから、それに対応するという形になるのだと思います。ただ、それはクレジットカードという仕組みを使っていたからで、例えば新しいスマホの決済であるとか、従来なかったような新しい決済の手段が出てきたときに、では、これは資金決済法のこれに当たりますと、あるいは割販法のこれに当たりますとということでそのルールを当てはめていくと、その新しいサービスのもっている良さを殺してしまうことになるのではないかと、を私は危惧しております。

本来、例えば、おのおのの業法である割販法の中で消費者保護のためのさまざまなルールが設けられているというのは、これは歴史的経緯、例えば割販法等ができた当時というのを考えていただければ、月賦で物を買うことが当たり前の時代。そこで実際に長期間、物を買った上でお金を払っていくというところに対するようなものであるとか、訪問販売であるとか、さまざまなルールに対してさまざまな法体系が歴史的に築かれてきたわけで、当時は当然新しいインターネットの決済手段は、なかったわけです。ところが、そういう状況と今とでは必要とされる規制目的というか想定すべきリスクシナリオというか、それらの要素がかなり異なっているのだと思います。

したがって、その部分には何とか、新しい酒は新しい皮袋にというか、そういう発想

が一つ必要なのではないかと考えるわけです。と同時に、消費者保護についてのいろいろな議論については、例えばこの業法でやっている世界の中で、なぜこういうのがやや特異的に発展してきたかという、当時消費者保護に関する基本法であるとか消費者庁という組織であるとかそういうものがまだ存在しなかった時代に、消費者を保護するためにそのような仕組みが必要であったという歴史的経緯は確かに認めるわけですが、今やそういう仕組みはどんどん出来ております。そうすると、業法の中でどこまでそういう形で縛るべきかということ、これもまた当然議論として入ってくるものだと思います。

その意味では、できる限り新しい技術については、消費者保護についても一般的なルールに即して、特商法であるとかあるいは消費者保護の基本法等にのっとってきちんとした対応をするということを前提に、業法としては特別なルールを課さずに、自由な制度設計とビジネスとマーケットのふるいに任せるという考え方が重要なのではないかと考えて発言させていただきました。

以上でございます。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

続きまして、翁委員お願いいたします。

○翁委員　　論点1、論点2のところを中心にコメントさせていただきたいと思うのですが、私は、横断化されていくことや機能別の規制体系になっていくことは必然であると思っております。金融技術革新や情報技術革新で今までの金融のいろいろな要素が分解されて、いろいろな事業者によって提供されるようになってきているということで、担い手が多様化していることを考えますと、同じ機能でもいろいろな担い手がその機能を提供できるようになってきている。そういうふうに考えますと、やはり機能別アプローチというのをとらない限り、規制は有効には機能しないということだと思っております。

また、もう一つは、情報技術革新などでオープンAPIなどいろいろな形を通じて、本当に自由なビジネスモデルがビジネスサイドで提供できるようになってきていることだと思います。ですので、今までは銀行業とか保険業とかそういった業法の中での議論だったと思うのですが、どんどん新しいエコシステムというのが構築できるようになってきている。そういうふうに考えますと、横断的にみていくことしかないのではないかと。

すなわち、余り技術革新のない時代というのは、割とスタティックというか静態的な業法というので十分に規制というのはできた時代もあったと思うのですが、技術革新の動きが早いということで担い手もどんどん入ってくるような時代になってきますと、ダイナミ

ックなアプローチをとらざるを得ない。そうしないと、利用者保護にしても、またはシステムリスクの点にしても、規制で確保しようとする目的がかなえられないことだと思っております。このため、私は、横断化、機能別、アクティビティーベースというのは、こういった技術革新の時代には必然的にそうしないと有効な規制を提供できないということだと思っております。

そういうふうを考えますと決済横断法制というのも、日本では今までかなり分断した形での法律になってきておりますけれども、理想としてはEUやシンガポールのようにライセンスを1つにしていって、どういうアクティビティーをするかということによって必要な規制を考えていくようなやり方、大きな方向ではEUとかシンガポールのようなやり方の方向にしていくことが必要なのではないかと思っております。

以上でございます。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

続きまして、加毛委員お願いいたします。

○加毛委員　　ありがとうございます。資料2につきまして、4点のコメントがあります。

1つ目が、機能に着目した横断法制を検討する際の視点についてです。先ほどのご発言の中にもありましたが、ある機能と他の機能との間に、いかなる相違が存在するのかを明確にすることが重要であると思えます。例えば、前払い・即時払い・後払いという支払いのタイミングによる違いは一つの重要な視点になるでしょう。資料2の10ページの中段左側に、「割賦販売法では抗弁の接続や加盟店調査等があり、資金決済法では、いわゆる供託義務などがある」という記述があります。ここで言及される抗弁は、特に後払いの場合に問題となるように思えますし、供託義務は、先ほど沢田委員からご発言がありましたけれども、予め利用者の資金を預かっていることに着目した規制であるということが出来ます。違いにもかかわってくると思われますが、その違いを適切に認識する必要があると考えます。

この点に関連して、資料2の11ページにおいて少額・低リスクのサービスに対する規制緩和が提案されていますが、決済に関する少額サービスと信用供与に関する少額サービスとでは、問題となるリスクの性質が異なりますので、少額ということで一括りに議論することは必ずしも適切ではないように思われます。

2点目は、原因取引・原因行為の瑕疵への対処の問題についてです。この問題は、原因取引に関するリスクを一体誰に負担させるのが望ましいのかという観点からの議論が必要

であると思います。割賦販売法において抗弁の接続を認めることは、サービスを提供する事業者はそのリスクを負わせることを意味するわけですが、新規のビジネスについて、同様のリスク負担に耐え得る事業者を想定できるのかということが、制度設計を考える上では重要であると考えます。

3つ目は決済横断法制による消費者のメリットについてです。資料2の9ページでは、消費者トラブルの集約化と事業メリットの波及が挙げられていますが、それに加えて、ルールを平準化によるメリットもあるだろうと思います。例えば、先ほども少し話題になりましたが、不正利用や無権限取引からの利用者保護の問題があります。この問題については、現在までのところ、決済手段ごとにルールが異なっていますが、それを平準化できるのであれば、消費者にとって分かり易い明確な仕組みを提供できるように思います。

もっとも、この点については、1点目・2点目として述べたところにも関わりますが、ルールを平準化しない方が合理的である場合もあります。

そのような場合については、利用者である消費者がルール違いを正確に理解できるようにするという視点が重要であると思います。消費者の観点から横断法制を議論する場合には、消費者に対して質の高い情報を提供する方法をあわせて考える必要があるように思われます。

4点目は、新規のビジネスを始めようとする事業者が直面している問題の中には、法制度の横断化にかかわらない問題も存在するのではないかと思います。例えば、書面ベースの規制のあり方について見直しを行うことは、横断法制とは別の次元で重要な問題であると思います。新規事業者の参入促進という観点からは、行政の側における新規参入者へのサポートも大切であるように思われます。

法制度の横断化以外にも、議論すべき重要な問題があることに留意する必要があるだろうということが、4点目のコメントとなります。ありがとうございました。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

続きまして、田中委員からご発言をお願いいたします。

○田中委員　　散々皆さんにいいたいことをいわれてしまって、余り残っていないのですが、私自身も横断化していくことについては、基本的にはそうあるべきだろうと思っています。前々回にFinTech協会の丸山代表理事からプレゼンがあったと思うのですが、今いろいろなビジネスがアンバンドリングされている状況が現実には起こっているというご

紹介があったと思いますが、クレジットカードの業界というのは、そういう言葉が出てくる以前から非常に分業化が進んでいるというのが実態としてあると思っています。なので、それぞれのプレイヤーごとに規制がかかっている、かかっていないということはあるとは思いますが、そこから出発して今現状起きているのは、そういう一旦ばらばらになったところからそれらを複数組み合わせる、リバンドルとっていますけれども、そういった形でビジネスが起きているというようなアプローチになっているのではないかと思います。

例えば、アクワイアリングなどでは、当然クレジットカードのアクワイアリングをしているのがメインなわけですが、電子マネー会社から委託を受けて電子マネーの加盟店開拓も一緒にやっているということは非常に多いと思います。電子マネー側はアクワイアリングの規制は今ないので、そこでどうこうということはないわけですが、同じようなことが、今例えばイシューイングの側でも、1つのサービス名でプリペイドもできれば、プリペイドと資金移動が個人情報の登録とかによって変わるとか、同じスマホのアプリでクレジットカードを登録して、クレジットカードからも払えるし電子マネー、一旦チャージして払うこともできるというようなサービスが多数出てきているということから、例えば2ページにあるような、まさにこういう整理を事業のビジネスのレベルも踏まえて整理した上で、縦方向にみていくというところが必要になるのではないかと思います。

それは、規制をかける、強化するというよりは、むしろ11ページ目に例として挙げたただいた右側の「ポストペイサービスに関する現行規制」という例がまさにいい例だと思います。ですので、ポストペイサービスをやろうと思うと3パターン可能ですねといったときに、では、本当に単純にポストペイの全く同じサービスをやろうと思ったときに、1番で参入しようと思う人は現状いないわけですよ。わざわざポストペイの決済サービスだけを展開するために銀行法をとる人はいないわけですよ。こういう同じサービスをするのに法律への対応の仕方によって規制が変わるみたいな状況がまずなくなるということが、基本的な考え方の大前提なのではないかというように思います。

なので、そのために2ページのような分解をきちんとして行って、ほかの委員の先生もおっしゃっていたように、どこは共通化可能で、どこは分けておくべきなのかという点について、きちんとみていくことが必要になってくるのだらうと思います。決済事業者から見たときには、法律の構造がどうかということよりも、新しいサービスをやったときに結

果的に複数の法律かどうかは問題でなくて、複数のいろいろな監督の基準があって、複数の書面を提出しなくてはならないことが起きてしまうのが一番煩雑になってきますので、そういったところがどこまで解消できていくのかと考えなければならぬと思っております。

もう一つ、では、横断化されたときに、業者としてどうしても懸念してしまうのは、規制が大体厳しいほうに寄るのではないかとこのところになってきますが、そこは、まさに前回は議論したようなリスクベースという考え方をきちんと当てはめていくことで、扱うサービスの度合いによって、考え方は同じままで基準が変わっていくようなことができる構成になっていくのが重要ではないのかなと思いました。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

ほかにご発言、池本委員お願いいたします。

○池本委員　　皆さんの意見をできるだけお伺いした上で発言させていただきたいと思えます。皆さんからの意見の中で、決済制度について横断的な法制が方向としては望ましいのではないかとのご発言が概ねありました。形式論として統一性をもたせるかどうかという前提として、そもそも一元化するという議論の前提として、それぞれの出っ張っている規制部分を削ぎ落として一番低いところへ統一するのか、消費者の安心・安全な取引を確保するために何と何が必要なのか、それで足りないところもあるのではないかと、その視点の議論がどうも不十分ではないかというふうに思います。先ほど沢田委員からは、現場のトラブルの中からの配慮というところがあった、そういう観点、現実の実態を踏まえた議論が必要ではないかと思えます。

その観点で少し整理すると、前払いの取引というのは事業者が資金を先に預かりますから、事業者の財務基盤の確保、つまり倒産して失っては困りますから財務基盤の確保、これをどの水準でどのようにやっていくか。もちろん個々の取引が少額かどうかではなくて、その事業者がトータルでどのぐらい資金を預かっているかによって社会的影響というのは出てくるのではないかと、そこをどのようにみていくのかという問題ではないか。

それから後払いについては、これは前回もありました過剰与信、多重債務問題の問題につながってくる、そこが特徴的な問題で、それは前払いとか即時払いでは出てこない問題ではあります。ただ、この観点でいうと、銀行と貸金業者とクレジット会社では信用情報機関が今別々ですよね。むしろそういう点こそ光を当てて、そこを統一化していく。先ほどの11ページの資料の中でも、クレジットでやるのか銀行でやるのか、貸し金プラス資金

移動でやるのかで違いがあるというか、信用情報機関の統一こそ先決ではないかと思いません。

それから、即時払い、前払い、そして後払いを通じて原因取引との関係ということが重要な議論だと思います。いわゆる悪質業者がこういう分野を利用した場合に、誰がどう対応するのかという問題です。特に、クリックボタン1つで決済が瞬時にできてしまうという制度で、一体前払いなのか後払いなのか即時払いなのか、消費者の側があまり意識しないで使えるというのは、便利ではあるけれども逆にリスクもあるわけです。だとすると、少なくともどういう制度が必要か。歴史的にいうと、後払い分野でトラブルが多発したので抗弁接続という制度が入り、これは日本だけではなく欧米の中でも、例えばイギリスの消費者信用法75条のような制度が入り、これはマンスリークリア取引も含めた制度として入っていて、そのイギリスのクレジット会社というのは、EU全体の中でも非常に大きな地位を占めているという、まさに安心・安全な取引を実現することが消費者のニーズに合致しているという例ではないかと思えます。我が国では、マンスリークリア取引については、抗弁の接続どころか加盟店調査義務とか、あるいは苦情の処理義務という資金決済法には入っている制度が抜けていて、自主規制で今対応をしている状況です。この部分も、バランスからいうと何かいびつな感じがします。そういう問題もみえてくると思えます。

それから、今は単一の事業者が与信をしたり資金決済をするのではなくて、国際ブランドを通じたイシューア、アクワイアラー、決済代行業者という当事者が多数に分かれていて、トラブルが起きたとき、あるいは未然防止のために誰が責任を負うのかというのが見えにくくなっている。ただ、この分野でいいますと、割販法は先般の平成28年改正によって、アクワイアラー、決済代行業者の一部について加盟店調査義務を入れたという意味では、ほかの法制度の分野に比べると一歩リードしているわけです。むしろ、ほかの分野にもそういう観点で入れていただかなければいけないという問題があるのだらうと思えます。

それから、ID、パスワードで利用できるという、しかもネット上で利用できるという今の時代でいうと、セキュリティー対策、なりすまし対策、この問題は全てのものに共通の問題である。クレジットの世界はカード保険で一定の範囲は対応していますが、銀行預金については預金者保護法という制度がある。それは、ある時期に膨大な被害が出たことで、そこへ制度をつくったことではあります。それがほかの決済手段ではまだまだ普及していない。そのあたりをどのように進めていくのかと、それぞれの分野について新規事業者が参入することを前提にいうと、規制をいかに下げていくかという議論に直結する

のが当然であるかのように思っておりますが、私はそれは間違いだと思います。消費者にとって安心・安全な制度設計をすることが、中長期的にいえば持続可能な事業の発展につながるのだという観点をしっかりと押さえた上で議論していただきたいと思います。

以上です。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

一応委員の皆様から一順目のご発言をいただいたところであります。池本先生、今おっしゃった、マンスリーで加盟店調査がかかっていると最初にいったのは、どこの話をされましたか。確認ですけど。

○池本委員　　イシューの苦情の適切処理義務。

○山本委員長　　加盟店調査の問題ではありませんね。後のほうでいわれたように、割賦販売法上はマンスリーか否かにかかわらず、アクワイアラーの、

○池本委員　　アクワイアラーについてはありますから、専らイシューの苦情処理義務の問題だけでございます。

○山本委員長　　苦情処理義務の問題をおっしゃったのですね。そこを確認させていただきます。

○池本委員　　はい、そうです。

○山本委員長　　ということで、一順目の議論、皆様から極めて示唆に富むご発言をいただきまして、これから二順目に移る段階で、どういう形でベースキャンプを設定したらいいのかとちょっと悩むところでもありますけれども、横断法制ということについては、総論的には比較的ポジティブなお考えが多かったのではないかと感じております。池本先生は、少し慎重意見を述べられたかと思えます。ただ、横断法制について好意的なお立場の方であっても、ニュアンスが非常に多岐にわたっているような感じもいたします。非常にラフな言い方をすれば、法律として一本の法体系にするのかという問題と、その中のルールも一元化するのかという問題、それから参入規制のライセンスの窓口を一元化するか、いろいろな論点があるかと思えます。ルールにつきましては、これは全てを一元化することはあり得ないというのが、恐らく大方の皆さんのお考えではないかと思えます。違うところは必ず出てくる。それはシンガポールであってもヨーロッパでもアメリカでも同様だということでもあります。このあたりまでは大体共通認識があるかと思えます。池本先生のいわれた信用情報機関の一元化、これは先生の従来からのお考え方で、これがいかに難しいか。これ一つ議論するだけで数年かかるというテーマでもあります。そういうテ

マも指摘されたということでもあります。

そこで、それを踏まえて、一順目のさまざまなご発言、皆さん注意深く聞いていただいたと思いますので、それを受けて、さらに深める意味で二順目のご発言をいただきたいと思います。また、オブザーバーの皆様からもご遠慮なく、一順目の意見を聞かれてご意見があれば、ご発言いただければというふうに思います。よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、康井様から。

○桑原氏（康井氏の代理） ありがとうございます。フィンテック事業者の立場、そして我々、社会課題の解決まで頑張りたいと思っている立場から一言申し上げます。

Society5.0の実現を中心といたします未来都市戦略、その中でフィンテックやキャッシュレスという分野が、経済活動の「糧」が変わるという表現で記載をされております。これは私、ある意味本質かなと思っておりまして、フィンテックのサービスというものは、インターネットの基盤の上でネットワークやサービスの革新をすることに加えまして、それ以上に大事なのは、イノベーションの社会実装によりまして社会課題を解決していく、少子高齢化であったり地域の活性化であったり金融包摂であったり、そこまで実現をするという方向だと理解をしております。

こうした課題に、従来の金融サービスで応える部分と応え切れない新しい社会ニーズがある部分にできていこうとするのが、今のフィンテック事業者の立ち位置かなと思ってます。そういった背景の中で2点、一順目の議論を踏まえまして発言させていただきます。

1点目は、そういう観点からいいますと、新しいリスクに対する利用者の保護や取引秩序の維持、こういったことを消費者が、まず安心・安全に社会ニーズがある中ですから広く受け入れられていく。社会の受容性を高めるという観点からも、委員の先生からご指摘ありましたような、何か緩ければいいとか、とにかく一律であればいいというよりは、利用者の保護や取引秩序の維持、そして利用者の利便性、安心・安全というところをしっかりとっていくことを前提に、その上で、新規の参入者に加えまして既存の金融機関を含めまして、こういった新しいイノベーションやサービスの開発をある意味で促していく、上手に促していく、そういう許容する法制度や環境整備が必要ではないかというのが1点目でございます。

2点目は、本日のテーマでございます横断法制論でございますけれども、形式以上に、事務局の9ページでございますような意義・効果の最大化をどう目指していくかというの

が大事かと思っております。その方向で進めていただけたら幸いに存じます。その意義・効果の最大化といったときに、「三方よし」かなと思っております。消費者、事業者、そして社会・行政、それぞれにとっての意義・効果というものが、新しい社会ニーズに応じていく上で、新しいリスクにもきっちり対応したものとして意義・効果が高いものである必要があるかと思っております。そういう意味では、形式以上に、今先生方がご議論されましたような論点につきまして「三方よし」、それぞれの消費者、事業者、社会・行政にとって、Society5.0を中心とします今のこの議論として目指しているところを見据えて検討がなされればありがたいと思っております。

以上です。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

続きまして、辻様からよろしく申し上げます。

○瀧氏（辻氏代理）　　本日、辻の代理で来ております瀧でございます。お時間も限られているので、4点手短に申し上げます。

9ページ、10ページでございますが、9ページで、私、加盟店というか、物を売る現場が②のところがない理由がわからなかったなと思っております。というのは、例えばポストペイであるなり、クレジットカードであるなり、プリペイドカードであるなり、今、店頭でいろいろな決済手段が乱立してきているといった指摘もありますけれども、その取り組み方であるとかオペレーションが統一化されることは、特に零細事業者にとっては大事なわけでございます。中期的に現金がなくなっていく世界の中で、どうやったら決済手段ごとに全然違うオペレーションを組む必要がないのかというのを担保していくことは、これはこれで非常に重要な点でございます。端的に消費者と事業者の間に何でそれが無いのだろうかというのがちょっとわからなかったもので、問題提起させていただきます。

2点目が、経済の大きな変化の波を考えると、基本的によくシェアリングエコノミーなどといわれますけど、大きい金額の買い物ではなくて多頻度の少額決済がされる世界というのが今後のいろいろな経済圏であるわけでございます。なので、金額が小規模化して決済回数がすごく増えますと。かつ受け取りをする人も、恐らく従来であれば限られた店舗に対して調査をするという形から、変な話、私自身も本日からいきなりお弁当屋をやり始めるなど、非常にピアtoピア的な資金の受け取り主というのが増えていくと思っております。これらが何を意味するかということですね。

多分、後段のRegTechの議論にも続くと思うのですがけれども、アルゴリズムでしかこのあ

たりはうまく制御ができなくなるのではないか。人間が少額取引をいっぱい追いかけるのは、多分現実的ではなくなっていくと思います。それが恐らく、10ページにございますけど、機能別に分けていく規制の中で、規制をモジュールとして考えられるようにするのが非常に大事だと思っています。アルゴリズムを考えるときには必ず高度化することが必要ですので、コードをかくためには、何がよくて何がよくないのかというのを連続的なルールでみていく必要があるわけですし、それぞれやってはいけないことであるとか、規制がなぜ存在するのかというのが明確な定義をもって説明されていく必要があるわけですし、それに対してRegTechのもとになるようなソフトウェアを提供していくのだと思っています。

なので、モジュールがきれいに定義されて分かれていることは、非常に重要なのかなと思っていますので、そういう意味では多分この方向性には余り異論が出ないのも、そういった背景があるのかなと思っています次第です。その観点から検討いただければと思っています。

ただ、規制をモジュール化するというのは、長く考えると例えば銀行法などそうなんですけれども、為替業務と融資業務の間に範囲の経済性が存在するがゆえに銀行業というのが成り立ってきたのだということを考えると、意図的にばらばらにしていくことで失われてしまうかもしれない本来の事業者の存立基盤というのものもあるかもしれませんし、これはテック企業としては望ましい方向と思いつつ、これだけを主張してしまうと、基本的に望まれた改革が達成できない可能性というのも増えてしまうと思いますので、そういうところに若干慎重意見として申し添えておきます。

最後でございますが、先ほど述べましたモジュールごとの規制というかプログラムというのは、基本的にゼロイチで明確に何がよい、何が悪いではなくて、連続的なスコアの発想で考えていくものだと思います。スコアの積み重ねで、やはりこの事業者は取り締まったほうがいいみたいな発想に行くはずでございまして、原因取引という表現でいいますと、例えば悪質なリフォームと、良いリフォームであるが十分には満足がかなかったものとの間って何なのだろうかというようなどころがあると思っています、これは全部スコアの積み重ねで解決していくものだと思います。小粒化していくという観点もあるので、マシンフレンドリーというかコンピューターフレンドリーな規制にしていくためにも、このような規制の体系の検討を進めていただければと思います。

以上でございます。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

ほかにご発言ございますか。挙手以外に、メールプレートを立てるという国際会議的なやり方もっておりますので、ノーティスいたします。まず、岩下先生から。

○岩下委員　　どうもありがとうございます。今の池本先生あるいは瀧さんのお話の中で幾つかテーマに出てきた加盟店の評価という問題は、実は私、非常に難しい問題を含んだ話であると常々思っております。と申しますのは、例えば今現在、クレジットカード会社さんの手数料率というのは業種別のコードがありまして、その業種別のコードに基づいて、この業種は3%である、この業種は6%である、この業種は1%であるというふうに決まっているわけですね。例えば、戦略的にコンビニエンスストアは常に1%にするというような話を聞いたことがありますし、あるいは旅館業というのは比較的料率が高いけれども、国際優良旅館になると料率が下がるといったような話があります。

ここで話すのは余り適切ではないかもしれませんが、とある事例を知ってしまして、DMM.comという会社、皆さんご存じでしょうか。今はかなり手広く事業をされている会社で、フィンテック系のビジネスもやられておりますし、あるいはさまざまなドットメイク的な仕事もやられているという意味で、大変元気のいい会社と思います。この会社、実はもともとはインターネット上で動画を配信するサービスから入ったわけですが、その社長に創業時のお話を聞きましたら、動画を配信するサービスは当然加盟店の許可が取れなかったのだそうです。ところが、インターネット上の支払いはクレジットカードでないと支払えませんので、そうすると事業ができないという事態に陥ったとのこと。ところが、このときに大変よかったというか悪かったかよくわかりませんが、このDMM.comの会社の社長さんのご自宅が書店を経営してございまして、毎月定額の書籍を販売するという名目で月々の課金を取ったそうでございます。

そうすると、それは加盟店としては書店であるから、それでその取引はできるようになり、その結果、爆発的に売り上げが伸びて現在のDMM.comにつながっているという、何かサクセスストーリーなのか何だかよくわからない話があるのですけれども、加盟店を審査して悪質な業者を追放するというのは、もちろん消費者保護上必要なことかもしれません。しかし、もし本当にきっちり調査されていたら、今この世にDMM.comはないわけですよ。それは果たして本当によかったのだろうかというふうに考えるわけです。

当時の加盟店調査が、ある意味で一部ざるな部分があったので、今や日本を代表する一つのベンチャービジネスができ上がってきたことを考えると、果たしてそのときの倫理観

なりあるいは社会的な、多分ネット上でサービスを提供して、それに対する対価を得るといのはかなりリスクの高い行動だと思われていたかと思うのですけれども、にもかかわらず今では、逆にいうと年会費幾らでこういうネットサービスを受けますというのは普通に行われているのではないかと思います。

そういう意味では、そういうものの変化が起こった最初のときに、それをともすると止めてしまう可能性がある。そういう意味では業者だけではなくて加盟店とかビジネスそのものも、消費者保護的な観点からこういうことは危ないのではないかと、パターンリスティックな行動をとることによって、むしろそれがイノベーションを止めることは往々にして起こりがちです。

その意味では、多分消費者保護の基本的な部分としては加盟店に対する何がしかのチェックが必要だというのは、それは私も同意するところですが、それは瀧さんがおっしゃったように、いろいろなやり方がありますと思います。むしろ、だんだんP to Pの取引が一般的になってくれば、その人のもっている信用力というものは加盟店調査で、対面でやっていたらとても調査はし切れるものではありませんが、まさにそういうことを解決するためにテクノロジーがあり、フィンテックがあり、例えば中国では芝麻（ジーマ）信用みたいなものがそういう機能を果たしているということでございます。これらが、次なるイノベーションを生んでいるということを考えると、従来のシステム、従来の仕組みに根差したさまざまな対策の副作用についても考える必要があるのではないかとというのが、私が述べたかった点でございます。

以上です。

○山本委員長　　ありがとうございました。

続きまして、丸山様お願いいたします。

○丸山氏　　ありがとうございます。FinTech協会の丸山でございます。私からは、大きく3点ほどでございます。

1点目の件は、皆様からご発言ありましたけれども、決済法制といいますか、新しい産業を育成というか、我々が入る上でルールがわかりにくいと入りにくい。もっと言うと、ルールがわかりにくいとこっちはセーフでこっちはアウトみたいな形から、グレーなゾーンができていくというのは非常に不健全な状態かと思っておりますので、広くルールが整備されて、どの領域をやればいいのかかわかるというのが非常に重要になってくるのだと思っております。今は、図らずもこの法律ならいけそう、この法律ならいけなさそうみた

いな結果が生まれて、どっちで対応すべきかとかいうそのような議論が起こってしまうわけですが、まず明確になるということが健全なマーケットになっていくのではないかと考えておまして、決済横断法制というのは非常にわかりやすいかなと思っています。

ただ、決済横断法制といいますか壮大なご議論というのが出ております。2点目なのですけれども、確認という大変なものですけれども、今回の決済とっているのは、純粋な送金業ではなく基本的には商取引ということを想定しておりますでしょうか。本日の皆様のご議論を聞いていると、わかりやすくいえば、ECサイトであろうがリアルのお店であろうが、お店で消費者が購買、サービスの提供を受けるという商行為における決済ということが前提で議論されているのかなと理解しております。ですので、純粋な送金、為替、後払い、そういうことではなく、お店で買う場合の理解で今お話しさせていただいております。

その観点で、10ページ目の下段で(1)、(2)のようなライセンスの制度がございます。実際ポストペイ、プリペイド、即時払いといっても、商取引なので加盟店でお支払いする場合を考えると、確かにお店からすると何払いかは余り意識されない。もっと言うと、今クレジットカードというのは番号がありますから、ブランド型であればデビットもプリペイドもありまして、いってしまうと番号が流出すれば悪用されるのは変わらないといえども変わらない。ただ、今はクレジットをひもづけても銀行をひもづけても、QRコード決済等は今回出た仕様でいくとトークン決済になりますから、トークンが流出しても使われることもない状況でございます。

ですので、これはクレジット、プリペイド、ポストペイというよりも、認証している番号が流用できるのかできないのか。本質的には、本来そういうセキュリティーの議論なのかと思いますので、お店で商取引を行うという観点からみると、ポストペイ、プリペイド、即時払い、変わらないものもあれば変わる部分もあるのかなと。そういう意味では、そういう決済法制全体というよりも、商取引における実務を踏まえて、横断する部分とそうではない個別の部分があるというのかなというように思っております。

そうすると、3点目、最後申し上げたい点なのですが、加盟店の審査みたいな話が出てまいります。そうすると、厳しいほうに寄せるのか緩いほうに寄せるのかみたいなご議論がありましたが、本当にキャッシュレス前提の世の中、現金を日常使いしないということ考えたときに、では、今の加盟店審査はちょっと厳し過ぎないのかと思います。まさに岩下先生からご意見ありましたが、商売をする、ビジネスを始める権利自体が阻害されて

いないのかということも考え得ると思います。

ですので、それは後払いなのか高額なのか、どれほどの取引を行うお店なのか等も含めて、加盟店の審査のレベルも実はリスクベースであるようなことも考えていく必要があるのかなと思っております。あくまで、キャッシュレス前提の中になったときに、商売が始められないみたいなことがあってはいけないかなと思っているところでございます。

私からは以上です。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

では、先に二村委員お願いします。

○二村委員　　ありがとうございます。まず、私の話に入る前に、加盟店の調査等について幾つかご指摘があったのですが、少なくとも加盟店調査を明確にうたっている割賦販売法の中では、加盟店調査についてこういうところは排除せよというような、がちがちのルールをつくっているわけではなくて、性能規定、リスクベースで動いている。そういう意味では、新規参入をなるべく妨げないようなルールにしようということをやったはずかと思えます。もし現状が異なっているということであれば、それはどちらかということと事業者が過度にリスクを避けている。では、何ゆえに過度にリスクを避けるかということであろうと、例えば、ほかの消費者保護の規制によって事業者がこうむる、例えば支払い停止の抗弁、抗弁接続によってかなりなダメージをこうむる、あるいはチャージバックがそれで飛んでくるというようなことでダメージをこうむるケースがあり得るから、過度に自己規制をしている可能性がございます。そうだと申し上げているわけではなくて、その可能性というのは常にあり得るわけです。なので、ここも若干トレードオフの関係があり得る世界かなと思っております。

そういう意味では、消費者保護という部分と新規参入という部分をどのようにバランスするかの問題であって、どちらかに過度に偏るということは制度設計としてはあまりよろしくなからうと思えます。これが皆様方の議論を聞いた上での1つ目です。

私自身がここで申し上げようと思っていたのは、第1回するときにも申し上げたのですが、そのときに歴史的経緯とグローバルスタンダードというその2つの点をご指摘申し上げて、特にその中でグローバルな観点でございます。いろいろな仕組みが出てくるにしても、QRコード決済などはまだドメスティックな環境ですが、これを外に広げようとしていく、あるいは今既にあるクレジットカードあるいはブランドやデビットなどの場合でいうと、国際的なルールがもう既に厳然として存在して、その中で動いている。そこにバッティング

するような国内規制を入れていくことは、かえってどこのメリットにもならない。いたずらに規制コストだけを上げていくということがありえるかと思います。では、どういう規制を入れていくべきかと考えるときには、当然このような視点も入れなければいけない。

さらに、規制の中身についても、業規制、行政取り締まり的な規制で入れていくのか、あるいは規制ではなく民事法的な処理でいくのかというような、どのツールを使い分けるのかという問題も出てくると思っております。なので、横断化の議論をやっていくときに、抽象的にここに問題がある、それではそこにぼこんと飛びつきましようということではなくて、機能でみていった場合の機能の本質からどうしても避けがたく出てくるリスクというものは何なのか、その中で行為規制として入れなければならぬものは何なのかという視点でみないと、無駄な規制コストをかけて、結局横断化をやって達成しようとする目的を逆に阻害することになるのではないかと考えた次第です。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

続きまして、島貫様お願いいたします。

○島貫氏　　先ほど加盟店の審査のところでは岩下先生からご指摘いただきましたので、言い訳を何点かしたいと思います。

まず、今、我々事業者が加盟店開拓審査を行う中で何をみているかということ、最近はその事業者が扱う商材ですとか、あるいは販売方法までをしっかりとみえています。これは消費者保護の観点からどうしても保守的にならざるを得ないというのはご指摘のとおりであると思います。それから、あくまでも期間の利益を提供するというのが販売信用でございますので、どうしてもその事業者の一定の期間の安定性というのをみております。

こういったところをしっかりとみているつもりでも、サービス提供が支払いの時期から相当時間が経過してから提供されるというような形態では、ウェブの旅行会社やあるいは晴れ着のような、そういった非常に大きな問題も引き起こしてしまうというところは十分配慮しているつもりでございます。

したがいまして、今我々、後払い、しかも分割やリボといった期間の利益を提供するという立場では、どうしてもトラブルの発覚に時間を要すると、トラブルの発覚にタイムラグがあるということも想定して、どうしてもご指摘のものになってしまっているということとはご理解いただきたいところでございます。

それから、加盟店の手数料の件が1点ありましたが、業種で決めているところはもちろんございますけれども、もう一方で規模をみております。我々の事業というのはあくまで

もデータ処理の観点が非常に大きくございますので、大量のデータを処理すれば、当然手数料はその分ディスカウントできますので、業種だけではなくて規模、これもかけ合わせてみていることをご理解いただきたいと思います。

そういった意味では、資料の8ページのように決済と消費者信用規制というのが分かれてあるというのが、我々事業者からみると非常に理解しやすいというのが正直な感想でございます。消費者信用規制の中で、ここでリボや分割払いを見ていく。もしお許しいただければ、貸し金のほうも一緒にまとめてご検討いただければというふうに思います。

以上です。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

ほかにご発言ございますか。田中委員、お願いいたします。

○田中委員　　加盟店のリスク判定に関して、ちょっとコメントのような形になりますけれども、加盟店においてキャッシュレスが使えるかどうかという話と、リスクを判定して手数料をどう設定していくかという話については、恐らく今後、ある程度分けて考えていかなければいけないと感じています。それは、40%なのか80%なのかわかりませんが、キャッシュレスをこれから全国津々浦々浸透させるということを本当に進めていくとすると、要は新しいお店をつくるか事業を立ち上げるとか、これはリアルでもネットでもそうだと思うのですけれども、基本的に少なくとも何らかのキャッシュレスの手段に対応してもらおうというのがほぼ前提な世の中になっていかないといけないのだと思っております。

そのときに、概ね新しく立ち上げたところは入り口で審査をしなければいけないと。そうすると、要はキャッシュレスが使えないイコール収入にありつけなくなってくる可能性があります。非現金がどんどん進んでいった社会において、加盟店審査の意味合いが、事業の可否みたいなことを決済事業者が判定するようなことにもなりかねない。そこまでの責任を決済事業者を負わせていいのかというところはちょっと疑問に思います。そこは、日本全体としてどう考えるかというところはある一方で、消費者のキャッシュレスへのアクセスみたいな形はいろいろ議論されていると思うのですけれども、お店側のキャッシュレスへのアクセスについては、これから考えていかないといけないかと思います。

○山本委員長　　先ほど二村委員からもございましたように、加盟店調査をして、その結果をどう生かして加盟店として契約するかどうか、これは事業者側の裁量なわけですね。ですから、今田中委員がおっしゃった後段の部分は、そこにさらに規制をかけるというような観点からのご発言なのかなというふうにも伺いました。また新たなご議論かと思いま

す。

続きまして、加毛委員お願いいたします。

○加毛委員 横断法制について議論する場合に、法制・制度として何を対象に含めるべきかという問題については、先ほど二村先生がご指摘されたように、まず、民事法と業法が含まれることに疑いはありません。しかし、そのほかにも規制の手法として、自主規制がありますし、瀧さんが言及されたアルゴリズムも有効な規制手段となりえます。

瀧さんのご発言について、本日の後半部分の議題であるRegTech/SupTechとの関係で若干申し上げたいことがあるのですが、それをひとまず置いて、少し抽象的な話をしたいと思います。法学の世界では30年くらい前からポストモダンの法理論が語られてきました。安定・確実な価値や秩序を想定できない社会において、いかにして秩序を形成していくのかという問題が、一部の研究者の間では強い問題関心の対象とされてきたのです。

そのような観点から、先ほどから話題になっている加盟店管理などは、興味深い素材になり得るように思います。性能規定のような法律の規制を前提としてさまざまな価値を考慮に入れつつ暫定的な決定を繰り返すことで一定の秩序を形成するという形で、これを理解できないだろうか、ということです。その際に考慮される価値として、消費者保護は重要なものであるわけなのですが、しかし一つの価値にすぎないともいえます。消費者保護や新規サービスの育成などの価値を考慮要素として取り込んだ上で暫定的な決定をするとともに、その決定が間違っている可能性を前提として、継続的に決定の見直しを行うという形で、一定の秩序を形成していく、という考え方があるのではないのでしょうか。

このような考え方からは、現在の加盟店審査のあり方が適切であるのかを検証の対象とすべきこととなります。検証の主体としては、監督官庁よりも、自主規制団体の方が適切なのかもしれません。また、検証の内容については、今後、加盟店審査における情報分析が高度化していくとすれば情報分析について、いかなるアルゴリズムを構築するのが望ましいのかを検証する必要が出てくるように思われます。

横断法制という制度論を考える上でも、以上の点を視野に入れた検討が要請されることになるのではないかと考える次第です。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、與口様お願いいたします。

○與口氏 横断化法制について、今クレジットの事業者としてどういうふうに捉えていいのかというのは非常に難しいところではあるのですが、先ほどお話をいただいて

いるような、機能、リスクが同じであれば同じ規制という考え方からすると、これから申し上げようとするのはそういうことなのだろうというふうに思います。我々としては、イコールフットィングと申しますか、我々も消費者保護であるとか、あるいは先ほどから出ております加盟店の管理に対して、大変言い方はよくないかもしれませんが、非常に重い規制を受けながら安全な取引を実現しようとして努力してきたところがございますので、この部分に関して新たな参入を決して阻害するつもりは全くありませんけれども、そういう我々のような事業者が安全対策に取り組んできた、消費者保護に取り組んできたがゆえに競争上非常に不利な立場に立つというのは、やはり好ましくないと考えております。横断化法制を考えたときに、イコールフットィングになるような環境づくりというのはまずお願いをしたいというのが1点目でございます。

論点の2番目の考え方として、海外のEUやシンガポールのような規制というのが直ちにできるというふうには我々も考えておりませんが、一方で事業者が新たにいろいろな金融サービスに取り組んでいこうといったときに、異なる省庁でいろいろな法律によって届出をしたり監督を受けたりするなど煩雑に行われるというのは決して好ましいことではないと考えております。そういった意味では、そういったものが整理されて、我々自身も非常に取り組みやすい環境というものはやっていく必要があるのだろうなと思っております。

その中で、たまたま私どものクレジット研究所というところで今フランス法制について研究をしております、そのときにお手元の資料の8ページ目でございますようなフランスの通貨金融法典あるいは消費者法典といわれているものが、いわゆる決済の規制と消費者信用の法制というよりは、対消費者の規制という形で分かれているのではないかなと理解しております。そういう形で決済については一つのまとまりとして規制が行われて、その中で同じリスク、同じようなものであれば同じ消費者対応を求められるというような整理の仕方というのは、国際的にもきっと一般的なのだろうということは理解しているものの、そういう取引が海外でどういうふうにあるのかという実務上有効になっているのかというようなところも見きわめながら、この点についてはご議論を慎重にいただければと思っておりますというのが2つ目です。

最後なのですが、今後のアプローチに関して、果たして申し上げることがいいのかどうなのか非常に悩むところではあったのですが、最悪な事態は回避したいなと思っております。要は、マンスリークリア取引についてこの審議会では取り上げないと

いうことは前々から存じ上げているところですので、決して取り上げてもらいたいということではないのですが、横断化法制を議論していったときに、消費者トラブルも非常に少なくリスクの少ない取引としてマンスリークリア取引が認識をされてきている中で、最終的に横断化法制をやったときに、金融庁では例えば、先ほどちょっと出ておりましたが、送金業と捉えてその部分は規制に入るといわれますと、全体の整理の中でその部分がどう取り扱われるかというのが不安定な状態というのは我々としても非常に困っております。この辺につきましても、議論をするということなのか、どこかで整理をするということなのかわかりませんが、ぜひその点をご配慮いただきたいという意味で一言申し上げたいと思います。

以上です。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

そろそろ2番目の論点にも入らなければなりません、手短にお願いいたします。沢田委員、お願いいたします。

○沢田委員　　済みません、お時間ないところを申しわけございません。

現行の法制とその運用に関していろいろご批判も出ているところは、全くそのとおりと申しますし、私自身は横断化法制もちろん賛成で、ぜひとも進めるべきと思っております。その理由の一つは、前回の過剰与信対策の話のときにも申し上げましたけれども、現行の規制内容がベストなわけでは全然ないと思っておりますので、新しい機能別のあり方を考えるに際して、現行のどこが問題かというのを見つめ直すよい機会だと思っております。

もちろん規制だけではなくて、事業者さんそれぞれの運用の話もそうですし、私自身は消費者トラブルをずっとみてきた立場として、「消費者保護」という言葉は余り好きではないというか、消費者との責任分担がどうあるべきかというのを常々考えてきました。その視点は絶対に重要と思っておりますから、抗弁接続の範囲がむやみに広がればいいとは全く思っておりません。消費者が納得して、これはリスクがあると自分で判断していくべき話か、そうではない話かというのをちゃんと峻別すべきだと思っておりますので、それも今回の議論の中で一緒に考えていくことができたらいいと思っております。

以上です。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

まだまだご発言を希望される方がおられると思いますが、ここままで前半の議論をとりあえず締めとさせていただきます。

さまざまなご議論をいただきましたけれども、後半の部分は、特に前回第2回目の会合のときに前半部分で出ておりましたリスクベースアプローチの中の加盟店調査にかかわる部分、ここは前回時間が足りなくて一部しか深められませんでした、その部分に関する非常に重要なご示唆をいただいたと思っております。ただし、一定の方向がみえたわけではないけれども、そのところにいろいろな問題があり、しかも単純でない問題がある。しかも前回は、少額の部分については少し別扱いすべきではないかというような発想もリスクベースアプローチの中にあっただと思っておりますが、そういうことでよろしいのかどうかも含めて、前回の会合を補う議論を同時に頂戴したというふうに思っております。

それでは、このあたりで2番目のテーマといたしまして、RegTech/SupTechの推進について討議したいと思います。

本年度の委託調査といたしまして、東京大学工学部の森川先生を座長としてRegTech/SupTechの推進に向けた検討会が開催されたと伺っております。本日は、その検討会でのアウトプットをご説明していただき、小委員会のメンバーでも意見交換をできればと思っております。

それでは、検討会の事務局を務められましたN T Tデータ経営研究所の桑島様よりご説明をお願いいたします。時間も限られておりますことから、大変恐縮ですが5分から10分程度でおまとめいただければありがたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○桑島氏　ありがとうございます。N T Tデータ経営研究所の桑島でございます。よろしくをお願いいたします。

今ご紹介ございましたように、「RegTech/SupTechに係る今後の在り方に関する検討会」を本年に入ってから3回ほどやってまいりました。お時間限られていますので、資料はちよっと多いですけれども、ポイントをかいつまんでご説明させていただければと思います。

資料めくっていただきまして、最初に3ページ目のところからでございますが、本検討会を実施した背景でございます。ご承知のとおり、昨今、被規制事業者が規制に効率的に、もしくは高度化をしながら対応するといったようなRegTechに加えまして、規制当局自身が運用する自身の業務を効率化もしくは高度化するといったようなSupTech/RegTechといったような用語も出てきている中にありまして、諸外国ではこのあたりの取り組みが非常に盛んになってきていることでございます。ただ、日本においてはこのあたりの取り組みがまだそれほど盛んに行われないというような問題意識もあり、今回経済産業省様においては、こういったものを自らより実効性の高い規制の実現に向けて取り組んでいく必要があると

ということで、今回の検討会を始められたということでございます。

1 ページめくっていただきまして、今回の検討会で3回と申し上げましたが、2月、3月でかなり駆け足で検討しておりますので、必ずしも十分な内容ということではないかもしれませんが、1回目において、いわゆるRegTech/SupTechに取り組む意義、もしくは日本における課題ということ抽出した上で、2回目において、海外の取組みも踏まえてどういったような推進の仕組みがあるのかということ踏まえた上で、3回目において、ロードマップについて議論し、やや中長期的な観点というのは今回ペンディングにしておりますので、足元何をやっていくかといったところについて取りまとめをしてきたということでございます。

5 ページ目でございますが、今回の検討は、先ほどもご紹介ありましたように森川教授を座長としまして、ここのメンバーの方々にご協力をいただきながら検討してきたということでございます。

6 ページ目以降、まずはRegTech/SupTechの取組みの意義ということで、ここはよくご承知のところもあるかと思しますので簡単にお話ししますが、7 ページ目のところは先ほど申し上げたRegTech/SupTechという定義ということになります。

8 ページ目のところも、よくいわれるように規制当局もしくは被規制金融機関ともに、技術を使っていかに効率的・効果的に規制に対応するか、もしくは規制を遵守させていくかということがあるわけですが、9 ページ目では、規制にかかわる業務自体は、今までかなり労働集約的であるということかと思っております。これを、どちらかという人々の力をなるべく使わないような形の業務にしていきながら、携わる担当の方々の業務がなるべく付加価値の高いものにしていくといったことが一つの方向感ではないかといったような話もイングランド銀行でございましたので、これも一つの意義として捉えたということでございます。

10 ページ目以降のところは課題ということになりますけれども、11 ページ目のところで、第1回目、第2回目の検討の中で日本の課題についてということですが、一つは、先ほどからご議論いただいております、新規参入者が困っていることもあるのではないかとこの点も含めて、技術ドリブンではなくて、日本における規制関連で、ペインポイントは一体何かといったことをまず明確にした上で進める必要があるのではないかとございまして。この中で、そもそも日本の中では課題抽出ということ自体になれていないのではないかとというような議論もありまして、そもそも課題抽出をする方法論自体学ばなければ

ならないかといったような、議論もありました。

ただ、もう一つ11ページ目のところで議論になった話については、このような形で例えば課題が明確になったとしても、P o Cまでは進んだものの、その後導入に至らないとかいったようなことが起こってはならないということで、日本におけるRegTech/SupTechを推進する上で一体何が課題になってくるのかといったことについて、ご議論いただいたということでございます。

ここで申し上げたいのは、日本におけるRegTech/SupTech推進上の課題発生原因ということですが、課題を幾つかグルーピングしたときに、この発生原因として上のものと下のものに分かれるのですが、そもそもRegTech/SupTechということに関して、市場参加者も含めて認知がうまくされていないのではないかと。要は、そこに対する意義であるとか取り組む意義であるとか、こういったものが理解されていないと。こういったものが理解されていないのに加えて、フィンテックは、事業者が単独で進めていくというような部分が多いものと違わせて、規制当局と被規制者もしくはテック企業が連携しながら進めなくてはならないという話なのですが、この連携がなかなかうまくできないということです。面白いご意見として議論の中で、日本には「お上」という言葉があるのですが、「お上」という言葉は日本にしかないのではないかとというような話もありました。要は、規制当局と被規制事業者、テック事業者が対等な立場で実践的な対応をするということが本来できているのかといったことの問題点が上がってきております。

理解されていない、対話ができていないということを踏まえると、このような状況下で有効な試行ができないのではないかとというような議論がありまして、実はこういった3つのことがうまくできない中では、RegTechやSupTech、もしくは新しい技術を使うということに対する信頼感というのがなかなか生まれにくいということと、こういう信頼感が生まれにくいゆえに、ここにリスクマネーが入ってこないことで、こういった産業が育成されないといったような問題点があるのではないかとという点について、課題を整理させていただきました。

今のところは足元の推進をしていく上での課題なのですが、もう一つは、13ページ目からは中長期的な課題として、これは先ほどよりいろいろとご議論あるように、コードによる規制のかけ方であるとか、もしくは自主規制の話があると思いますが、産業構造が変わっていく中で規制者のあるべき姿、もしくは規制のあるべき姿ということも踏まえなくてはならないということで、14ページ目のところでいきます。将来の規制のあり方、もしくは

は規制当局のあり方といったことも踏まえた上で、バックキャストिंगのアプローチも検討しないといけないといったような課題も出てきたということでございます。

こういった課題を踏まえた中で、16ページ目にまいります。海外において、先ほど申し上げた日本の課題における、いわゆる気づきを与えられているか、対話ができているか、試行がきちんとできているかということ踏まえて、この3つがうまく回ることによって、信頼が上がって、もしくは資金が入ってくるという好循環を我々の検討会の中でエコシステムというふうになづけたのですけれども、こうした取組が海外でうまくできているかどうかということも一つ調査をしてみたということでございます。

17ページ目のところをごらんいただきますと、その結果をお話しする前に、RegTech/SupTechにかかわる当事者というのは、この右サイドの主要プレイヤーである規制者、被規制者、技術企業に加えまして、当然のことながらここに関係してくるのは学識者でもありますし、一番下の投資家もそうなのですが、これに加えまして、先ほど申し上げた、対等な対話がなかなかできない、もしくは関係が築けないといったことを円滑化するような中間団体というのも存在しております。このようなプレイヤーが出てくることによってこの推進というのが有効に動いていくのではないかと整理しております。

18ページ目は海外におけるエコシステムのプログラムですので若干飛ばさせていただきますが、19ページ目のところでイギリスの例を挙げさせていただいております。イギリスの中でも、特にRegTech/SupTechをリードして進めているのはFCAでございます。FCAは、先ほどの気づき、対話、試行に関しては全方面的な取組みをしていることとございます。ただ、FCA自体がソリューションを提供するというものではありませんし、FCAは自分たちでテクノロジーを使った上で、わかったことについて公表しながら気づきを与えて、対話をしながら試行するということまでは実施するのですが彼らの仕事ですけれども、それ以上のことに関わらない状況でございます。

これを補完するような団体というのが次の20ページ目におまして、今FCAがやってきているような取組みに加えて、例えばRegTech Councilという団体が、当局との対等な対話がなかなかできていないという課題を補完しつつ、試行までされたものをどうやったら実際の導入につながられるかといった課題に対して、事業者と当局を巻き込んだ形の更なる推進をするといったような役割を果たしています。ですから、当局だけが頑張ればいいわけでもありませんし、いろいろなプレイヤーが導入に向けて活動しているというようなことが見て取れる状況でございます。

21ページ目はアメリカの例で、アメリカも実は同様な形のプレイヤーがいるということですが、ここは割愛させていただきます。

最後に22ページ目でございますが、ここからが今回の検討の結果として今回まとめさせていただいた件ということですが、まず23ページ目のところで、RegTech/SupTechを推進するに当たって日本の中での基本方針として、1番目のところで、RegTech/SupTechは最重要課題であるというふうに位置づけるということと、2つ目のところで、これは官民学が連携を図るということにおいて連携もするわけですが、特に官庁横断、もしくは産業横断、業界横断といったような形の取組みをしていきたいということと、3つ目のところで最後、これは皆さんをきちんと連携させるための潤滑油となるような場をどうやって形成するかということで、この3つを中心に活動していくことになったということでございます。

24ページ目のところにつきましては、中長期的なRegTechの計画という観点では、実は先ほどの話で3回しかやっておりますので、将来の目標をどうするかというところまで話が至っていないということございまして、ここはペンディングで継続検討ということとなっております。

25ページ目のところから短期的な足元の取組みということですが、今回の経済産業省の取組みについては、まずはSupTechのところから経済産業省が抱えている課題にアプローチしながら、この気づき、対話、試行を推進する中で気づいたことをRegTechサイド（被規制者）に公表しながら、RegTechのいわゆる被規制事業者も巻き込みつつ、日本のRegTech/SupTech市場というものの活性化を図っていきたいというような観点でございます。

この観点を踏まえた上で26ページ目のところですが、SupTech/RegTechにおいて、まずはSupTechのところの気づき、対話、試行の各種施策を行っていく。ここに書いてあるものは、今まで多分日本の中で行われていることとさほど大きく変わらないということだと思いますが、ポイントは恐らくこの気づき、対話、試行をきちんと連携させながら継続的な取組みにしていくことかと思っております。これを取り組みながらRegTechのプレイヤーも巻き込んでいくことをやっていかなければならないかということでございます。

27ページ目は今のところの簡単なご説明ですが、28ページ目は、これを推進していく上でのポイントということで、特に皆様の中にあつた話としては3番目のところで、例えば日本の中のRegTech事業者自身も少ないものですから、海外の事業者もいかに巻き込むかということもありますし、4番目のところで、これは推進力のある日本の顔となるような人

というのをどうやってみつけるかということも一つの課題であるというような話も出ていたということでございます。

最後29ページ目になりますけれども、今回の計画をこれから推進していくわけですが、今回ご協力いただいた委員の方も含めてアドバイザリーボードという形で設定させていただいて、定期的に今回の取組みについて報告させていただくとともに、課題についての議論、もしくは先ほどの将来像の設定の議論ということも含めて継続的に検討を推進していくということで、まとめさせていただいております。

私からは以上になります。ありがとうございました。

○山本委員長　　どうも大変要領よくご説明いただきまして、ありがとうございました。

それでは、時間も限られておりますが、残された時間で、ただいまのご説明を受けまして討議と質疑を行いたいと思います。ご自由にご意見、ご質問をお述べいただければと思います。

まず、岩下委員からお願いいたします。

○岩下委員　　質問なのですけれども、今回の研究会の名簿をみますと、生貝先生が入っていらっしゃるようですので、このRegTech/SupTechにおけるいわゆるプライバシー保護との関係をどのように考えるかという点が一つのテーマになったかと思っておりますけれども、本日のご説明の中では、ある意味でサマリーということで触れられていなかったと思っておりますけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

と申しますのは、現在、例えば中国では、これは公然の事実として、アリペイあるいはウィーチャットペイの決済は全て中国人民銀行のデータベースに送られて、個票データが全て分析されているという話がございます。韓国でも全てのクレジットカード取引のデータは、これは国税庁のほうに送られて、取引の履歴が年末の記入済みの申告書として各個人に確定申告の際に配られるというような実態がございます。アメリカやヨーロッパでも、これは銀行の取引との関係で、銀行の業務をできるだけ詳細に当局にレポーティングするよという中に、銀行の取引であるところのクレジットカード取引のデータが個票まで全て入っているというのも実態でございますが、私が知る限り、日本の国内ではそういったような集計はされていないと思います。

多分日本の場合は、諸外国に比べると個人のプライバシー意識、情報の保護意識というものが強いので、規制当局とはいえ、そういった形で個票データあるいは個人の信用履歴等のデータを提供するという点について抵抗があるやに思いますが、一方で

RegTech/SupTechの実を上げるためには、そうしたできるだけ粒度の細かいデータが必要であるというのも、これまた事実だと思います。

この点について、日本ではどのような検討をするべきかという、方向に進めるべきかということについて、特に森川先生と生貝先生は多分ご意見が違うような感じがするので、どんな議論があったのか教えていただければと思います。

○桑島氏　ありがとうございます。今回の議論の中では、実はどういう分野についてどんなことをやっていくべきかというところについては、若干期間も短かったものですから、議論にそんなに時間を割かなかったということもございます。今ご質問があったような、プライバシーの保護に関する論点について、具体的な議論を展開したということはございません。生貝先生の話で申し上げますと、どちらかというところ13ページ目から14ページ目のところにあるような、ガバナンスの構造がどう変わっていくのか、もしくはデータドリブンの考え方を取り入れるべきではないかといったようなご意見はございましたので、こういった点で生貝先生のご意見は出ささせていただいております。従いまして、今ご質問いただいたようなところの深い話というのは、議論としてはなかったということでございます。

○山本委員長　続きまして、翁委員お願いいたします。

○翁委員　大変興味深いご報告ありがとうございます。二、三点感想とご質問を申し上げます。やはりイギリスとかのFCAの動き、バンク・オブ・イングランドもそうなのですが、アクセラレータープログラムみたいなものをすごく積極的に活用し、民間事業者と一緒にブロックチェーンなり何なりいろいろトライアルをして学んでいるというところは非常に大きいと思うので、新しい技術がどんどん出てきますので、そういった取組みを官民でやっていくということが、今後は非常に経産省、金融庁ともに重要になってくるのではないかなというのが一つ感想でございます。

もう一つは、先ほど加毛先生もおっしゃったのですが、こちらの「ガバナンス構造変化への対応」ということにも書いてあるのですが、自主規制みたいなものが非常に重要になってくる。スピーディーにどんどん技術が変わっていく中で、ルールのほうが追いつかないのです。暗号資産、仮想通貨のほうでもそうなのですが、やはり自主規制みたいなものをいかに活用しながら、こういった新しい時代に新しいレギュレーションを補完してやっていくかという、その工夫が非常に重要ですし、業界団体ももう少しそのところの意識を高めていくということが大事なのではないかというふうに思っております。

3つ目ですが、これはどこの国でも課題だと思うのですが、データをどうやって

分析し、どうやってAIを活用してうまく課題を抽出していくかというところについては、人材育成というのは非常に重要になってくると思っております。恐らく経産省も、金融庁もそうですけれども、専門性のある方をもちろん育てると同時に外からもリクルートしてやっていたらと思うのですけれども、例えば海外などではどういう動きがあったかということをお教えいただきたいと思っております。

○桑島氏　ありがとうございます。先ほどコメントをいただきましたFCAとBoEでいきますと、この2つの機関のアプローチというのは結構真逆でして、FCAはどちらかという、BoEの方にはいわせると実験的といっていましたけど、いわゆる実験的な取り組みを実施しております。FCAについて、恐らくこれは国家の予算がついていることもあると思いますが、30～40人の新しい技術のバックグラウンドをもった職員を雇って、その人たちが今回のような取り組みを進めている部分があるかと思っております。ですから、もともとのFCAの中の人たちというよりは、外の人たちが入ってきているという認識でございます。BoEは、今彼らが抱えている課題を中でどう解決するかということに注力していることだと思いますので、どちらかというデータガバナンスを担当している組織に4～5人の要員がいて、その人たちが中心に回しているということですから、かなり組織的には違う取り組みになっていると思っております。

ただ、割と共通してという大きな課題として、FCAはそういう意味でうまくやっているように見えるのですが、実はFCAでやっているその人たちと従来から規制をやっている方々との溝というのはすごく深いわけですね。これは日本の企業におけるデジタルトランスフォーメーションとほぼ同じような構図だと思いますけれども、結局いろいろな外の人たちも含めてFCAの人たちのことをテックピープルやテックガイだということなのですが、彼らは規制のことわかっていないという感じの発言が結構聞かれました。結局、バンク・オブ・イングランドも含めて苦労しているのは、先ほどおっしゃられたようにAIを使ってデータを分析して、こんなに便利だということを実証しながら、今やっている方々にそれを説得して何とか使ってもらおうということをもっと苦労してやっているというところがございます。うまくいっているといわれているイギリスでもっと苦労しているという点が、非常に印象的でした。

○山本委員長　続きまして、加毛委員お願いいたします。

○加毛委員　ありがとうございます。2点のコメントがあるのですが、その前に、ただいまの桑島さんと翁さんのやりとりについて、一言申し上げたいと思っております。ご紹介いた

いただいたイギリスの事例については、FCAという組織の形態の特殊性が大きな意味を持っているように思います。そして、類似の規制団体を日本に導入するには、クリアすべき様々な障害があるように思われます。

その上で、1つ目のコメントですが、ご紹介いただいた内容は、社会のあり方を考える上でも非常に興味深いものであると思いました。資料3の25ページにおいて、SupTech/RegTechを機能させる仕組みが描かれていますが、ここに示されたサイクルは、先ほど言及したポストモダンの法理論に通底するものであるように思われます。まず、何が問題なのかを発見し、多様な要素を考慮に入れて議論を行い、暫定的な結論を導く。その暫定的な結論が必ずしもうまく機能するとは限らないので、それを見直すというプロセスを不断に継続する、という秩序形成のモデルに親和的であると感じました。今後の規制のあり方を考える上でも、重要な示唆を与えるものではないかと考えます。

もっとも、桑島さんから、「お上」という言葉があるのは日本である、という発言がありました。しかし、「お上」という発想は、プレモダンに属するところであるといえます。その意味で、プレモダンから一足飛びにポストモダンに移行とすることを目指そうとすれば、そこには摩擦や軋轢が生じることが予想されます。はたして、25ページに示されたモデルが日本社会においてうまく機能するだろうかということに、個人的には関心を有しております。また、25ページのような仕組みの導入を、経済産業省という「お上」が主導するところにも、日本の特色があるように思われます。

2点目のコメントは、具体的な中身にかかわります。先ほどの瀧さんのご発言に対して留保した点に関わるのですけれども、規制のアルゴリズム化、モジュール化が進展すると、規制が今まで以上に強い影響力を持つ可能性があります。法律や行政指針については解釈などの裁量の余地が広いのに対して、プログラム・コードによる規制の場合にはその余地が小さくなるため、対象行為を強く規制することになります。そのような強力な規制手段は規制の直接の名宛人である事業者のみならず、事業者を介して一般の利用者の行動に対しても大きな影響を与える可能性があります。

こうしたプログラム・コードによる規制を考える際には、内容の正当性と手続の正統性をどのように担保するのが、法の観点からは重要になります。いみじくも桑島さんがFCAスタッフについて指摘されたように技術の専門家は規制に関心を持たず、規制の専門家は技術を理解できないという状況が生じやすいところ、それぞれの専門知を活かして議論を積み重ねていく仕組みが必要になるだろうと思います。また、それと同時に、そこで

の議論の内容を検証する仕組みを、いかにして作っていくかという視点も要請されるだろうと思われます。

以上のような観点から、SupTech/RegTechを機能させる仕組みづくりをかんがえていくことが重要であるように思います。

○山本委員長　ほかにご発言ございますか。よろしいでしょうか。

今の論点2につきまして、我々の課題についてどういうふうに具体的に今回の小委員会の中で生かせるかなということを考えておったのですけれども、それが今後の小委員会の課題かなというふうにも思います。我々が議論した中では、与信規定の中の性能規定化、支払い可能見込み額調査の緩和の問題、本日お話がありました加盟店調査の問題、そのあたりに具体的にどう結びついていくのか、それがもし何かあればいいなというふうに思いました。現行では、割販法の世界では加盟店調査は性能規定とありますが、やはり役所のしっかりした監督がかかっておりますし、その中での認定割賦販売協会における自主ルールの運用ということになってございます。それと本日お話があった議論というのは、かなりまだ乖離もあるような感じがいたします。ですから、翁委員からございました、自主ルールといってもいろいろな自主ルールのあり方がありますので、今後の議論の中でまた深めていければというふうに考えております。

それでは、時間もまいりました。本日も貴重なご意見をいただきまして、まことにありがとうございます。事務局におかれては、本日各委員からいただいたご意見を十分に踏まえて、今後の小委員会における議論に反映していただくようお願いいたします。

それでは、最後に事務局からご連絡をお願いいたします。

○正田商取引監督課長　次回につきましては、4月19日16時から18時ということをお願いしたいと思います。議題といたしましては、決済情報の利活用と時代の要請を受けた消費者保護のあり方ということをお願いしたいと思います。また、時間が許す限りでございしますが、2回目の会合でご議論いただきました与信審査における性能規定の導入につきましても、補足的な議論をお願いすることになるかと思っております。

また、これまでの議論、いろいろな共通認識の粒度というのはございますけれども、5月に一旦の中間取りまとめをするということを踏まえますと、そこからバックキャストして中間整理の骨子案のようなものを可能な範囲でお示しさせていただき、ご議論いただければというふうに思っております。詳細につきましては、山本委員長とご相談の上ご連絡申し上げたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○山本委員長　それでは、以上をもちまして小委員会を閉会いたします。どうぞご苦勞さまでございました。

—了—